

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、国民健康保険に関する事務において本評価書に記載する対策を厳格に講ずることによって、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等の規定に基づき、保険料を賦課・徴収し、保険給付を行い、その他健康増進のための事業を実施し、地域住民の健康の保持・増進に寄与する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一項番30の規定により個人番号を利用する。</p> <p>①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等の発行に関する事務 ③国民健康保険料の計算、賦課及び減免に関する事務 ④国民健康保険料等の収納に関する事務 ⑤国民健康保険料等の滞納処分に関する事務 ⑥国民健康保険の給付に関する事務 ⑦一部負担金の減免に関する事務 ⑧第三者行為、不当・不正利得等に関する事務 ⑨特定健診等の保健事業に関する事務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等 事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <p>公金給付支給等口座情報の照会・回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保給付等の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を得るため、照会し回答を得る。 ・公金受取口座を登録することにより、区民が区に給付金等の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
③システムの名称	1国民健康保険システム 2宛名システム 3税務システム 4システム共通基盤 5中間サーバー連携システム 6中間サーバー 7健康管理システム 8国保総合システム及び国保情報集約システム 9医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第30項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条</p> <p>3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第24項</p> <p>4. オンライン資格確認の準備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1第30項 ・番号法別表第1主務省令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p>5 番号法別表第一主務省令第74条(公金受取口座登録法関係)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠)第42項、第43項、第44項、第45項 (別表第二における情報提供の根拠)第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第120項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (情報照会の根拠)第25条、第26条 (情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 3 オンライン資格確認 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉支援部国保年金課	
②所属長の役職名	国保年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 国保年金課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	保健福祉支援部 国保年金課 事業係 電話番号 03-3578-2636	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	①から⑧ 略	①から⑧ 略 ⑨特定健診等の保健事業に関する事務	事後	番号法の改正による追加
平成27年12月21日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	1から5 略	1から5 略 6健康管理システム	事後	項目追加
平成27年12月21日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	1から2 略	1から2 略 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報 の保護及び提供に関する条例(平成27年6月 30日条例28条)第11条の2第2項別表第二 第 16項	事後	区条例の改正による条文名 の追加
平成27年12月21日	IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成27年9月9日 時点	事後	番号法の改正による取扱者 数の再集計
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	国保年金課長 佐々木 貴浩	国保年金課長 大原 裕美子	事後	4月1日付人事異動のため
平成28年4月15日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報 の保護及び提供に関する条例(平成27年6月 30日条例28条)第11条の2第2項別表第二 第 16項	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報 の保護及び提供に関する条例(平成27年6月 30日条例28条)第11条の2第2項別表第二 第 24項	事後	区条例別表項目の削除、追 加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報照会の根拠)第42項、(第43項)、第44項、(第45項)(別表第二における情報提供の根拠)第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、(第17項)、(第22項)、第26項、第27項、(第30項)、(第33項)、(第39項)、第42項、(第46項)、(第58項)、第62項、第80項、第87項、(第88項)、第93項、第97項、(第106項) ※括弧付きの項については、平成27年6月1日時点で主務省令に規定されていない。 2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠)第25条、第26条(情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報照会の根拠)第42項、第43項、第44項、第45項(別表第二における情報提供の根拠)第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第120項 2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠)第25条、第26条(情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条	事前	情報連携根拠の修正
平成28年10月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	しきい値判断日修正
平成29年4月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	港区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	港区は、国民健康保険に関する事務において本評価書に記載する対策を厳重に講じること、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	宣言の表現変更
平成29年4月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	国民健康保険事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。	国民健康保険事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる。	事後	宣言の表現変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1国民健康保険システム 2税務システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー 6健康管理システム	1国民健康保険システム 2宛名システム 3税務システム 4システム共通基盤 5中間サーバー連携システム 6中間サーバー 7健康管理システム 8国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	国保連合会に委託することによる追加
平成29年4月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用	略 3.港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第11条の2第2項別表第二 第24項	略 3.港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第11条の2第2項別表第二 第24項	事後	条例番号修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 大原 裕美子	国保年金課長 関本 哲郎	事後	4月1日付人事異動のため
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 関本 哲郎	国保年金課長 鳥居 誠之	事後	4月1日付人事異動のため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値判断日修正
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 鳥居 誠之	国保年金課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月25日	1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法等の規定に基づき、保険料を賦課・徴収し、保険給付を行い、その他健康増進のための事業を実施し、地域住民の健康の保持・増進に寄与する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一項番号30の規定により個人番号を利用する。</p> <p>①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等の発行に関する事務 ③国民健康保険料の計算、賦課及び減免に関する事務 ④国民健康保険料等の収納に関する事務 ⑤国民健康保険料等の滞納処分に関する事務 ⑥国民健康保険の給付に関する事務 ⑦一部負担金の減免に関する事務 ⑧第三者行為、不当・不正利得等に関する事務 ⑨特定健診等の保健事業に関する事務</p>	<p>【追加部分1】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	同上	同上	<p>【追加部分2】 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	法令改正に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月25日	1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	1から8 略	1から8 略 9医療保険者等向け中間サーバー等	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1から3 略	1から3 略 4 オンライン資格確認の準備業務 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	法令改正に伴う追記
令和2年8月25日	1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1から2 略	1から2 略 3オンライン資格確認の準備業務 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	法令改正に伴う追記
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年10月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	略	前略 公金給付支給等口座情報の照会・回答 ・国保給付等の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を得るため、照会し回答を得る。 ・公金受取口座を登録することにより、区民が区に給付金等の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	略	前略 5行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条(公金受取口座登録法関係)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2第2項 別表第二第24項	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第24項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年1月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	港区は、国民健康保険に関する事務において本評価書に記載する対策を厳重に講ずること、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	港区は、国民健康保険に関する事務において本評価書に記載する対策を厳格に講ずること、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	文言の修正